

結城市財政健全化対策プロジェクトチーム設置要領

(設置)

第1条 結城市行政改革推進本部設置要綱第8条の規定に基づき，結城市財政健全化対策プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 チームは，結城市財政健全化計画の実現に向けた重点事項別実施計画（以下「計画」という。）を策定する。

(組織)

第3条 チームは，リーダー，サブリーダー及びチーム員をもって組織する。

2 リーダーは，市長公室長をもって充てる。

3 サブリーダーは，総務課長，人事課長，企画政策課長，財政課長，税務課長及び収税課長並びに結城市行政改革推進本部長（以下「本部長」という。）が特に指名する職員をもって充てる。

4 チーム員は，本部長が指名する職員をもって充てる。

(リーダーの職務)

第4条 リーダーは，チームを統括し，会議の議長となる。

2 リーダーに事故あるときは，サブリーダーがその職務を代理する。

(会議)

第5条 チームの会議は，必要に応じ，リーダーが招集する。

2 リーダーは，必要があると認めるときは，会議に関係者の出席を求め，意見を聴くことができる。

(グループ)

第6条 計画の策定に関する具体的な事項について，調査，研究を行うためチームにグループを置く。

2 グループは，主任，副主任及びメンバーをもって組織し，チーム員のうちからリーダーが指名する職員をもって充てる。

(主任の職務)

第7条 主任は，グループを統括し，会議の議長となる。

2 主任に事故あるときは，副主任がその職務を代理する。

(グループ会議)

第8条 グループ会議は，主任が招集する。

2 主任は，必要があると認めるときは，グループ会議に関係者の出席を求め，意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 チームの庶務は，人事課が処理し，グループの庶務は，主任の属する課所において処理する。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は，リーダーが定める。

付 則

この要領は，平成18年6月26日から施行する。